

京都市上下水道企業管理規程第13号

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公文書取扱規定の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「, 室」を削る。

第10条中「, 収受し」を「収受し」に改める。

第32条第1項中「(第7号様式)」を削る。

第33条ただし書中「(第8号様式)」を「(第7号様式)」に改める。

第34条第1項中「(第9号様式)」を「(第8号様式)」に改める。

第36条第2項中「講ずる」を「講じる」に改め、同条第3項中「講ぜられた」を「講じられた」に改める。

第38条第1項中「(第10号様式)」を「(第9号様式)」に改める。

第7号様式を削り、第8号様式を第7号様式とし、第9号様式を第8号様式とし、第10号様式を第9号様式とする。

附 則

この規程は、平成17年5月16日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)